

産学連携協定書 (実習廠商合約書)

本協定書は受け入れ機構と学校が産学連携を目的として締結するものである：
(此合約書是由僱主企業與校方針對實習合作所簽署的合約)：

(甲) _____
(甲方為_____)

(乙) 景文科技大學
(乙方為景文科技大學)

(丙) 実習生_____
(丙方為實習生_____)

_____ (以下「実習生」という) の実習期間は 2024 年 07 月 01 日 から 2025 年 06 月 30 日 までとし、実習詳細及び実習時間は「雇用契約書」に明記する。(ただし、実際の実習期間は入国管理局からの許可を条件とする。)

また、甲と乙は以下の内容に基づき、互いに連携、協力する：

(_____ (以下簡稱「實習生」) 的實習期間為 2024 年 07 月 01 日 至 2025 年 06 月 30 日 止，實習内容及時間依據與實習生簽訂之「雇用契約書」為主。(但實際的實習期間須依照日本入境管理局之許可書為主) 此外，甲、乙雙方遵循以下條款，進行合作交流。)

【役割 (任務)】

1. 甲は乙に在学している学生を実習生として受け入れる。
(甲方同意聘用乙方之在校學生為實習生。)
2. 甲は実習生に対し、その期間中、指導、教育、助言などを行なう。
(甲方同意提供實習生實習期間之實習指導、專業教育訓練、提出忠告等。)
3. 甲は「雇用契約書」での取り決めに従い、実習生に実習期間中の賃金などを支払う。
時給は_____ 円とする。
(甲方依「雇用契約書」中的規定，支付實習生實習津貼等費用，時薪_____ 日幣。)
4. 甲は実習生の勤務に関して、評価表に記入するものとする。これは、乙の学生の成績表を作成するためであり、一学期が終わるまでに年に数回作成する。
(實習期間，由甲方主管、督導或輔導人員及乙方輔導老師共同評核實習成績。甲方應於每學期結束前，將實習成績考評表擲交乙方，俾利核算實習成績。)
5. 乙は台湾の教育部（日本の文部科学省に相当）が定めた規則に従い、海外実習を実施する。
(乙方根據臺灣教育部之規範進行海外實習。)
6. 実習が円滑に進められるように、乙は実習生に対して事前指導、教育などを行う。
(為使實習順利進行，乙方需對實習生進行實習前的教育訓練。)
7. 乙は甲に実習生の個人情報（日本語力、学習態度など）を提供する。
(乙方須提供給甲方實習生的日語能力、學習態度等個人資料。)
8. 乙は実習生の健康状態が良好で、実習において支障がないことを確約する。
(乙方須確保每位實習生的健康狀況良好，且不會影響實習之進行。)

【実習場所及び実習時間（実習地点と実習時数）】

主たる実習場所は、以下の通りとする。

（実習地点如下）

-
9. 甲は、実習生が乙の単位を取得する条件となる、年間_____時間以上の活動を確保する。なお、日本の労働基準法においては、労働時間は1日に8時間、1週間に40時間までと定められている。変形労働時間制は、労使協定または就業規則等において定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができるものである。

（為使実習生可以取得乙方的學分，甲方須確保1年的實習時數在_____小時以上。另外，日本之法令工作時間為1天8小時，1週40小時。而變形勞動時間制則可按勞資協定或就業規則等規定，一週之工作時數未超過指定之平均時數可於其他日或週補時。）

【諸費用（其他費用）】

10. 実習生が使用する寮費、水道、光熱費、及び食事などについて、「雇用契約書」での取り決めに従い、行なう。

（實習生的住宿費、水電瓦斯等費用，以及用餐的部分，依「雇用契約書」中的規定執行。）

【事故への対応(事故處理)】

11. 実習中の事故により実習生が傷害を負った場合は、実習生が加入する労働者災害補償保険または国民健康保険もしくは社会保険（以下「保険」という）にて対応する。保険の利用等に関する必要な手続及び費用、並びに日本国内における保険の利用等に関する必要な手続及び費用は、日本の規定に従い、甲及び実習生が各自必要な費用を負担するものとする。

なお、甲は労働者災害補償保険に加入し、実習生を国民健康保険へ加入させるように指導もしくは社会保険へ加入させるものとする。

（實習期間如發生事故時，所須費用由實習生在日本加入的勞動者災害補償保險、國民健康保險或社會保險（以下簡稱「保險」）支付。在日本國內加入保險之所須手續及費用，由甲方及實習生依日本法律規定各自負擔應繳之保險費用。

甲方須為實習生加入勞工災害補償保險，並指導實習生加入國民健康保險或為實習生加入社會保險。）

12. 実習生が甲または第三者に故意、または重大な過失により損害を与えた場合、実習生はその責を負うものとする。

（實習生故意或做出重大之過失而導致甲方或第三者有任何損失，實習生需為此負上全部責任。）

【実習の欠務（實習的缺勤）】

13. 正当な事由による場合以外は認めない。

（除正當理由外，概不允許。）

14. 実習生は、前項により欠務する場合は、事前に申し出て、その指示に従うものとする。やむを得ず事前の申し出ができない場合は、事後、速やかに甲に連絡するものとする。

（實習生如依前項事由需要請假時，請事先提出申請，並遵守指示執行。如不得已無法事先請假時，事後須盡快告知甲方。）

15. 実習期間中、実習生の能力や適応状態等に問題があると判断した場合、甲は乙に報告し、乙はそれに対応するものとする。それでもなお、実習生に改善がみられない場

合、実習資格は取消となる。また、正当な事由による場合であっても、3 日以上無断欠務した場合は、甲は活動を打ち切ることができるものとする。

（実習生表現或適應欠佳時，由甲方知會乙方處理，乙方則依實習不適應之輔導、轉換機制辦理，若經輔導未改善，得取消實習資格。再者，即使有正當的理由，曠職 3 日以上時，甲方可以取消實習生的實習。）

【秘密の保持（保密）】

16. 実習生は、活動中に知った機密事項を部外者にもらしてはならない。活動終了後も同様である。

（実習生於實習期間，如知道實習機構的秘密時，不可告知任何人。實習期間結束後也須保守秘密。）

【実習の打ち切り（取消實習）】

17. 甲は実習生がこの契約に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は実習を打ち切ることができる。また、実習期間中に日本国内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなった場合も同様に実習を打ち切ることができる。実習が打ち切られた場合、乙は乙の責任において直ちに当該実習生を帰国させるものとする。

（如實習生無法遵循合約書之規定，或是發生無法繼續實習的情況時，甲方可取消實習生的實習。再者，如實習生在日本國內觸犯任何法例，同樣地會被取消實習資格時，乙方須負起乙方的責任，馬上通知該實習生回國。）

締結後、協定書内容を修正する際は、甲乙丙が協議した上で行う。又、甲乙丙は本協定締結を証するため、本書 3 通を作成し、記名・押印の上、各自 1 部を保管する。

（合約簽訂後若需要修正內容時，得由甲乙丙共同協議同意後進行修正。此外，為證明甲乙丙三方確實簽訂此合約，本合約一式三份，經由三方簽名、蓋章後，各自保管。）

西曆 202 年 0 月 01 日

（甲）会社名：
代表取締役社長：
住 所：

⑩

（乙）大学名：景文科技大學
学 長：
住 所：中華民國 台湾 新北市新店區安忠路 99 號

⑩

（丙）実習生：
住 所：

⑩